



TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナー
シップ実践事業に係る令和 8 年度・令和 9 年度運営事
業者公募要項

令和 8 年 6 月

東京都スタートアップ戦略推進本部

戦略推進部スタートアップ推進課

1 目的

東京都は、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）を運営している。併せて、東京都は最先端のテクノロジー、多彩なアイデアやデジタルノウハウによって、世界共通の都市課題を克服する「持続可能な新しい価値」を生み出す「Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo」（以下「STT」という。）の実現に向けて、毎年度グローバルイノベーションカンファレンスを開催している。

現在 TIB では、学生や若者（以下単に「学生」という。）の挑戦を応援し成長を後押しする（Growth）取組として、学生と起業家や支援者との交流を通じて、様々な活動をサポートするプロジェクト、TIB JAM など（以下単に「JAM」という。）を実施している。JAM などを通して成長した学生同士が、アントレプレナーシップを互いに高め合い、成果を発露する場として STT を活用すること（以下「STT 学生企画」という。）で、挑戦者マインドとグローバル意欲の向上に富んだ活動の「見える化」につながっていく。これらの活動により、東京のみならず国内の学生の「国際感覚を高め、自ら挑戦していく起業家性」（以下「グローバル・アントレプレナーシップ」という。）を育てていく。

具体的には、TIB で活動する学生メンバー等の中から、主体的に STT 学生企画を行い、2027 年 5 月 20 日から同月 22 日まで実施予定の SusHi Tech Tokyo 2027（以下「STT2027」という。）における学生バビリオン（以下単に「学生バビリオン」という。）の企画・運営等を行う学生（以下「企画メンバー」という。）15 名程度及び STT2027 の当日運営ボランティアを 3 日間で延べ 500 名程度募集・啓発する（以下、企画メンバー及び当日運営ボランティアの総称を「ITAMAE」という。）。

2023 年の City-Tech.Tokyo で会場を彩った学生ボランティアから SusHi Tech Tokyo 2024（以下「STT2024」という。）、SusHi Tech Tokyo 2025（以下「STT2025」という。）、SusHi Tech Tokyo 2026（以下「STT2026」という。）と ITAMAE の取組は続いている。これらの取組を通じて、学生主体の魅力の発信を継続してきた ITAMAE ブランドを生かし、学生にとってスタートアップや世界への挑戦がより身近であるという文化を根付かせていく。

加えて、2023 年から東京都は大学発スタートアップ創出支援事業を実施し、知の拠点である大学等の連携を強化してきた。STT 学生企画を通じて、研究シーズ創出を志す学生が増えることも必要である。

これらの東京都が主体的に行う取組に対して協働し、東京都が別紙 1 のとおり定める ITAMAE の活動について必要な支援事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「本運営事業者」という。）を公募する。

【参考】

STT 2024 における ITAMAE 活動

<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/2024/students/>

STT 2025 における ITAMAE 活動

<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/2025/students/>

STT 2026 における ITAMAE 活動

<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/students/>

2 事業概要

- (1) 東京都が本運営事業者（共同事業者も可）1者を公募・採択し、協定を締結する。
- (2) 採択に当たっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 本運営事業者は、2027年（令和9年）5月20日から同月22日まで実施するSTT2027に向けて活動することで、自身のグローバル性の向上やアントレプレナーシップの醸成に意欲的な学生の募集、採択、育成、伴走支援等を行う。JAMやその他のTIBのネットワーク形成に係る他のコーディネート事業者など、TIBの運営に参画する様々な主体と連携し、STT2027が挑戦する学生の更なる飛躍の場となるように、事業を進めるとともに、外部発信を強力に推進する。
- (4) 本事業に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いに応じて、東京都から協定金の支払を受ける。
- (5) 協定金の算定に当たっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行う。

3 本運営事業者の公募

(1) 本運営事業者の要件

本運営事業者は、学生の挑戦を応援し、グローバル・アントレプレナーシップ醸成に寄与する取組を行うとともに、自身が有する強みを生かした企画を提案し、運用を実行する。そのため、求める各要件は以下のとおりとする。

ア 東京都のスタートアップ戦略、TIB及びSTTの理念及びSTT2026に実施された学生向けコンテンツ（学生向けパビリオンのプログラムのほか、パブリックデイでのコンテンツを含む。）の実施内容等を理解し、学生のグローバル・アントレプレナーシップの向上を強力に推進する能力を有すること。

イ 自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを生かし、STT2027やTIBでのイベント、ネットワーク形成、アカデミアや他のグローバル・アントレプレナーシップ醸成に取り組む民間事業者との連携を学生が実行するための指導を行う能力を有すること。

ウ 学生が自ら考え、失敗をおそれずに果敢な挑戦ができるように、メンターとして学生を導く能力や、学生のイベント実施を成功に導く能力を有すること。

エ 自治体や大学等と連携し、学生が主体的に行うイベントの企画及び運用を行った実績を有し、学生を指導するエコシステムプレイヤーに関する知見を有すること。

オ 国内外で起業やスタートアップに関心のある学生とのネットワークを豊富に有し、企画メンバーが活動期間を通じてグローバル・アントレプレナーシップを向上させることにつながるノウハウがあること。

カ 当日運営ボランティアとして参加した学生が、グローバル・アントレプレナーシップを高め、学びを得られるような仕掛けを施す能力を有すること。

キ 特定のジャンルに偏らず、いわゆる文系学生・理系学生・大学院等の研究室所属学生の就職やキャリア選択に関して幅広い知識を有し、最新のトレンドなどを踏まえて東京都に適切な事業実施の助言を行うノウハウがあること。

ク 本事業の認知度向上に向けた情報発信の能力を有すること。

ケ 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、東京都及び関連事業者との連絡調整を円滑に行う能力を有すること。

(2) 本運営事業者の役割

本運営事業者は、東京都、STT2027 の主な運営を担う主体（以下「STT 実行委員会」という。）、JAM の運営事業者等の関連事業者との緊密な連携の下、以下のとおり STT 学生企画の実施を支援し、STT2027 での当日運営ボランティアの募集・啓発を行うなど、計画的な事業実施を遂行する。

ア 企画メンバーの募集・採択

STT 学生企画に興味・関心を示し、積極的に東京都と協働する意欲のある学生を募集し、公正な審査の上、企画メンバーとして採択すること。採択における留意点は以下のとおりである。

- (ア) 企画メンバーのうち、10 名以上を令和 8 年 10 月 1 日時点で活動を開始できるように募集・採択を行うこと。東京都との打合せや内容の検討等に企画メンバー自身が時間を割くこととなるため、それに配慮した募集方法・募集条件・活動支援内容を東京都へ提案すること。なお、企画メンバーの人数及び組織体制については、学生が組織運営力・支援力を醸成することに配慮すること。
- (イ) 企画メンバーの人数規模は、令和 9 年 4 月 1 日時点で 15 名以上とし、学生のモチベーションや東京都との適切な連携等に鑑みて、採択人数を東京都に提案すること。
- (ウ) 企画メンバーの役割に軽重を付けること、募集時期を複数回とし追加で企画メンバーを増員することも可とする。
- (エ) 企画メンバーの選定に当たっては、特定の大学やコミュニティに限定されることなく、多様なバックグラウンドを持つ学生の選定を心がけること。

イ 企画メンバーの STT 学生企画の立案支援

TIB を中心とした企画メンバーの企画内容の検討に対して、適切な助言を行うこと。立案支援においては、以下の点に留意すること。

- (ア) 週に 1 回程度、東京都と企画メンバーとの TIB での打合せの機会を調整するとともに、定期的に企画メンバーが東京都に検討状況を報告する機会を設けること。
- (イ) 企画メンバーが検討に窮した際には、新たな気づきを与えられるよう、人材又はチームを設置すること。人材・チームについては多角的な視点を企画メンバーに与えることが望ましいため、外部の人的リソースを適切に企画メンバーとの意見交換の場に参加させ、企画メンバーの企画立案を支援すること。
- (ウ) 企画メンバーに、国内外で実施される STT 以外のスタートアップイベントや学生の活動事例を紹介・実際に現地に派遣するなど、参考事例を適切に与えるとともに、大学の研究シーズの社会実装に携わるエコシステムプレイヤーなどを中心とする有識者からの壁打ちの機会を設けること。

特に、令和 7 年度においては JAM で学生の北欧派遣を実施し、STT2026 での企画メンバーのうち有志も参加した。本運営事業者は、本契約の中で企画メンバーを北欧等のスタートアップイベントに派遣するとともに、学生等への経費支援や事前の派遣説明会及び成果報告会を行うこと。なお、海外スタートアップイベントへの派遣に関する経費相当額は 1,000 万円程度を想定しており、燃料費や企画メンバーの素養等に鑑み、人数・

期間・派遣プログラム内容は協定締結後都と協議の上、決定すること。

【参考】令和7年度 JAM における北欧派遣に関する note 記事

https://note.com/stt_itamae/n/n5edbce606ee1

(エ) STT2027 当日のセッション・ピッチ・ワークショップ等（以下「セッション等」という。）の内容は、前例にとらわれず学生にグローバル・アントレプレナーシップを醸成し、それが日本中に拡大し、世界を視野に挑戦する学生の爆発的な増加やその理解の促進を目的とした企画となるように助言等を行うこと。

なお、本事業者の STT2027 当日のセッション等の実施時間は 12 時間程度（適切な場面転換等の時間も含む。ただし、(カ) のトークセッションの時間は含めない。）とするが、本事業で設営する学生パビリオン以外の場所でのセッション等の実施も可とする。詳細は、協定締結後東京都と協議すること。

過去3年間実施してきた「出世魚ピッチ」の参加者の STT2026 からの倍増を目指し、同世代の学生が海外や起業に挑戦する魅力を発信していくこと。

【参考】出世魚ピッチ

https://itamae.metro.tokyo.lg.jp/news-shusseuo_champion

(オ) STT 実行委員会と連携し、学生と STT2027 出展企業とのトークセッションを実施することを支援すること。

なお、本件の情報発信等は STT2027 の HP・SNS 等で実施するため、STT 実行委員会と調整し広報素材等を作成すること。

【参考】未来キャリアカレッジ

<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/publicday/>

(カ) 本運営事業者は東京都と連携し過去の ITAMAE プロジェクト参加者と企画メンバー・当日運営ボランティアとの交流機会を設け、企画メンバーのアイデアの洗練につなげる

こと。

(キ) 安全管理・情報セキュリティ・コンプライアンス等に配慮した指導を実施すること。

ウ 企画メンバーと連携した TIB 等でのイベント実施

STT2027 に学生が参加する気運又はグローバル・アントレプレナーシップ醸成の魅力を発信することを目的として、令和8年度中に1回以上、令和9年度中に1回以上、TIB 等でのイベントを実施すること。日程については東京都と協議すること。

時期は、下記の時期を一例とするが、協定締結後、東京都と詳細は協議すること。

・令和9年2月28日頃

・令和9年4月頃

イベント内容は企画メンバーが STT 当日に向けた振り返りができるように支援すること。ただし、企画メンバーには、単なるロジ面の検討にとどまらず、何をすれば、グローバル・アントレプレナーシップの魅力の発信につながるのか、つながったのかを集中的に検討させること。本運営事業者は、イベント内容の記録を動画、写真等で実施し、アンケート等のデータとともに、東京都へ納品すること。

【参考】ITAMAE 3期企画メンバーによる学生向けイベント"WASABI"の様子：

https://note.com/stt_itamae/n/nd51d75cd002e

エ 学生団体や学生起業家の巻き込み

都内全域の学生にグローバル・アントレプレナーシップを普及するため、学生団体及び学生起業家（以下「学生団体等」という。）を関与させ、企画メンバーと連携させること。令和8年度中に70団体以上、令和9年度中に30団体以上を関与させること。

また、学生団体等がTIBでのイベントやSTT2027当日の学生パビリオン等で出展・登壇等できるように企画を検討すること。

【参考】STT2026での学生団体等の巻き込み

https://itamae.metro.tokyo.lg.jp/student_partner

https://itamae.metro.tokyo.lg.jp/student_business_partner

学生団体等の応募要件については、内容を提案し、都と協議した上で募集すること。

なお、これらの活動によりグローバル・アントレプレナーシップ醸成の見える化につなげるとともに、海外大学への学生の挑戦の機運や大学発スタートアップにつながる研究シーズへの魅力発信につなげること。

オ 効果的な情報発信

本取組を普及させるため、企画メンバーの広報活動について助言等を実施すること。加えて、TIBに集うITAMAE以外の学生への周知や、これまでTIBと関わりの薄かった学生の興味を引き付けること。広報媒体の費用については、本運営事業者が負担すること。

また、STT実行委員会が運営するHP内でSTT学生企画について発信できるよう、そのコンテンツをSTT実行委員会へ提供すること。

ITAMAEに関する下記のHP及びNoteの運用・保守管理を行うとともに、その他効果的な情報発信に資するツールについて東京都に提案、協議の上運用するなど、本事業の認知度、グローバル・アントレプレナーシップの魅力発信を行うこと。

なお、カで設営する学生ブース内でのセッション等を他事業で実施する場合、適切に下記HP等に反映するとともに、適切にSTT実行委員会と他事業者とを連携すること。

<https://itamae.metro.tokyo.lg.jp/>

https://note.com/stt_itamae

カ STT2027当日における学生ブース（規模150㎡程度）の設営

企画メンバーの意見等を踏まえ、STT2027の全体コンセプトに合うように学生ブースのデザイン案を作成し、STT2027当日のイベント実施が可能なように学生ブースを設営すること。設営に当たっては、STT実行委員会等と連携すること。

また、中高生アントレプレナーシップ実践事業とも連携し、ブースデザインに中高生の意見を反映させること。

キ 当日運営ボランティアの募集・啓発・活動支援

企画メンバーと連携して、当日運営ボランティアを募集すること。当日運営ボランティアは、STT2027の3日間で延べ500名以上の規模とし、STTの意義等を事前に説明するなど、当日運営ボランティア応募者のSTTへの興味・関心を当日まで継続させること。

なお、当日運営ボランティアのSTT2027当日の差配についてはSTT実行委員会が対応するが、当日運営ボランティアが適切な学びを得られるように連携すること。令和9年4月頃に企画メンバーと本運営事業者とで、当日運営ボランティアへのオフラインでの説明会を実施し、その説明会にはSTT実行委員会等を招き、当日運営ボランティアのモチベー

ション向上に努めること。

また、当日運営ボランティアの控室の手配については、STT 実行委員会と連携して適切な広さを確保させるとともに、当日運営ボランティアの食事等に配慮すること。加えて、当日運営ボランティアの体調等に鑑み、午前・午後交代制などのシフトを組むなど配慮し、STT 実行委員会と調整すること。

ク ユニフォームの製作

企画メンバーの意見を参考にして、ITAMAEや学生パビリオンでイベントを企画する中高生20名程度など、関係者等が着用する赤を基調としたユニフォームを製作・準備すること。

コ STT 実行委員会との調整

本事業の進捗状況を STT 実行委員会と調整の上、企画メンバーの企画内容や当日運営ボランティアの状況等について報告すること。報告方法・様式・報告頻度については東京都及び STT 実行委員会と協議の上、決定し対応すること。特に STT 当日の学生ブースの運営・当日運営ボランティアの調整については密に調整を行い、企画メンバーの企画内容の実行・当日運営ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援すること。

サ 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

事業計画書を策定し、それに基づく進捗状況（定例の東京都との議事録や、イベント等の実施時の動画・写真の撮影等）及び KPI の達成状況について、東京都に報告すること。

シ システム基盤等の引継ぎ

本事業において利用しているクラウドサービス及びこれ上で稼働する Web サーバ、ネットワーク、データベース、CMS その他一切のシステム基盤（以下「クラウド環境等」という。）については、適切に管理するとともに、事業者変更時において円滑な引継ぎが行われるよう、以下のとおり対応すること。

(ア) TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業に係る令和7年度・令和8年度運営事業者（以下「前期事業者」という。）からの引継ぎ

本運営事業者は、業務開始時において、前期事業者からクラウド環境等に係る構成情報、設定情報、アカウント情報、データ、運用手順書等の引継ぎを受けるとともに、その内容の妥当性及び完全性を確認すること。

なお、クラウドサービスについては、原則として契約の承継又は契約者名義の変更を行うことを基本とする。

クラウドサービスの契約承継又は契約者名義の変更が困難な場合、本運営事業者は本事業の継続に必要なクラウドサービスを新たに調達し、自らの管理する環境上に同等の機能及び性能を有するシステムを構築することを前提として引継ぎを受けるとする。この場合において、本運営事業者は、前期事業者から提供される構成情報、設定情報、データ等を基に、円滑にシステムを再構築及び移行できるよう内容を精査すること。引継ぎ内容に不足又は不備がある場合は、東京都に報告の上、前期事業者に対して必要な補完を求めること。

また、引継ぎ後速やかに、運用に支障がないことを確認するための動作確認及び検証を実施すること。

(イ) システム構成及び設定情報の整備

サーバ構成、ネットワーク構成、ドメイン及び DNS 設定、SSL 証明書、OS・ミドルウェア・CMS 等の構成及びバージョン情報等について、最新の状態の設計書及び設定一覧を整備し、常に更新すること。SSL 証明書については、有効期限の到来前に証明書の発行及び更新を行い、サービス提供に支障が生じないよう常に有効な状態を維持すること。

(ウ) サーバ及びアプリケーション管理

OS、Web サーバ、アプリケーション、CMS、各種ミドルウェア等については、適切なバージョン管理及びパッチ適用を行い、既知の脆弱性に対して必要な対策を講じること。

また、不要なソフトウェア、ポート、ユーザアカウントを排除し、最小権限の原則に基づいた設定とすること。

(エ) セキュリティ対策

アクセス制御、認証管理（認証を利用している場合）、通信の暗号化、ログ取得及び監視等の必要なセキュリティ対策を適切に実施すること。インシデント発生時の対応手順を整備し、発生時には速やかに東京都へ報告すること。

(オ) 監視及びバックアップ

システムの稼働状況、リソース使用状況等については、監視ツール等を用いた自動監視を実施すること。異常又は障害の発生を検知した場合には、速やかに関係者へ通知するとともに、必要な対応を実施すること。

また、データ及びコンテンツについては定期的にバックアップを取得し、復旧手順を整備するとともに、復旧可能性の確認を行うこと。

(カ) 運用手順及びドキュメント

障害対応手順、運用フロー、アカウント管理、コンテンツ管理手順等、運用に必要なドキュメントを整備し、適宜更新すること。

(キ) 稼働報告

クラウド環境等の運用状況について、稼働状況、リソース使用状況、障害の発生及び対応状況、セキュリティ対応状況等を取りまとめ、毎月 1 回、東京都へ報告すること。

(ク) 次期事業者への引継ぎ

契約期間終了時においては、次期事業者が円滑に業務を開始できるよう、十分な引継ぎ期間を確保し、構成情報、設定情報、データ、運用手順書等の提供に加え、技術的説明、質疑応答、動作確認、移行作業等に協力すること。

クラウドサービスについては、原則として契約の承継又は契約者名義の変更を行うことを基本とする。契約の承継又は名義変更が可能な場合は、必要な手続きを行い、クラウド環境等を東京都又は東京都が指定する者へ移管すること。契約の承継又は名義変更が困難な場合は、東京都又は次期事業者が管理するシステム環境へ移行するものとし、現行環境の構成・設定・データを完全に引き継ぐとともに、リストア手順を明確にすること。

ス 成果物の納品

本運営事業者は、以下に定める成果物について、電子データにより納入するとともに、対応する納品書を東京都に提出すること。

項番	納入物品	納入時期等
1	業務計画書、準備スケジュール	協定締結後2週間以内
2	ITAMAEの募集・支援に対する計画書	協定締結後1週間以内
3	本事業において作成・更新した資料・データ (打合せ資料・議事録、参加者データ等を含む。)	東京都との協議による
4	年度別実績報告書	令和8年度末及び協定終了日まで
5	参加者向けアンケート	TIB及びSTT2027でのイベント後、東京都との協議による
6	記録写真及び動画データ	TIB及びSTT2027でのイベント後、東京都との協議による
7	ITAMAE 企画メンバーのグローバル・アントレプレナーシップの醸成が分かるもの	協定終了日まで
8	システム構成及び設定情報、運用手順及びドキュメント等のシステム運用資料	東京都との協議による

① 電子データの提出は以下によること。

東京都の端末 (OS Windows) で表示可能なものとする。電子データは、文章については、ワープロソフト (Microsoft 社 Word シリーズ)、プレゼンテーション等については、スライドソフト (Microsoft 社 PowerPoint シリーズ)、計算表等については、表計算ソフト (Microsoft 社 Excel シリーズ) で編集可能な形式とすることを基本とする。格納媒体は USB メモリー等とし、ファイル名に委託年度及び委託件名等を記載すること。ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

② 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに本運営事業者の負担で修正等を行うこと。

(3) 実施期間

令和8年(2026年)7月14日から令和9年(2027年)7月31日まで(予定)

※令和9年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点でプロジェクトが終了となる場合がある。その場合、東京都からの補償等はないため、理解した上で、応募すること。

4 東京都と本運営事業者との関係

(1) 公募・審査

東京都は、「5(1)応募要件」を満たす事業者を公募し、応募者の中から選定委員会が審査することで、本運営事業者を採択する。

(2) 協定の締結

東京都は、採択した本運営事業者と連携内容等が規定された協定を締結する。

(3) 本運営事業者に対する協定金の支払等について

東京都は、KPIの達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額(以

下「基準額」という。)及び成果報酬額の支払を行う。

ア 基準額

応募時に東京都及び本運営事業者が設定する KPI 項目(※)ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。なお、基準額の上限は、令和 8 年度 6,400 万円、令和 9 年度 5,600 万円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

本運営事業者は設定に当たり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標とし、協定締結後速やかに東京都と協議すること。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は年度終了後及び本事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。評価を受けるに際して、本運営事業者は、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料(各種契約書、議事録等)を東京都に提出する。詳細については、別添 2「TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業に係る令和 8 年度・令和 9 年度運営事業者への協定金支払に係る評価方法及び KPI の説明」を参照すること。

イ 成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、基準額と成果報酬額を合わせた額の上限は、1.5 億円(令和 8 年度分 8,000 万円、令和 9 年度分 7,000 万円)である。

ウ 支払時期

原則として、基準額と、成果報酬額の合計額を年度ごとの KPI 評価委員会実施後に支払う。KPI 評価委員会は、令和 8 年度分を令和 9 年 4 月頃、令和 9 年度分を令和 9 年 8 月頃に実施する。

5 本運営事業者の応募方法

(1) 応募要件

次のアからエまでの要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること(採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。)

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 株式会社、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

(イ) 特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人

(ウ) 国立大学法人、公立大学法人又は学校法人

(エ) 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関

(オ) その他(ア)から(エ)までに類する者として東京都が認めるもの

イ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 破産手続開始の申立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。

- (イ) 法人事業税等を滞納していること。
 - (ウ) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、又は将来において行うおそれがあること。
 - (エ) 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。
 - (カ) 政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とする法人であること。
 - (キ) 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。
- ウ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。
- エ その他、3(1)に記載する要件を有すること。
- (2) 募集受付期間
令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）から同年 7 月 1 日（水曜日）午後 3 時まで
- (3) 質問の受付
本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける（締切：令和 8 年 6 月 24 日（水曜日）正午）。
メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp
なお、電子メールの件名は「TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業に係る令和 8 年度・令和 9 年度運営事業に関する質問について（質問事業者名）」としてメールを送ること。応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。
また、質問の回答については(5)応募様式の提出に記載のホームページ内で回答するため、応募する意向のある事業者は、他者の質問に対する回答についても定期的にホームページを確認すること。
- (4) 応募様式提出前の意向表明
応募する意向がある事業者は、令和 8 年 6 月 19 日（金曜日）正午までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。
なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。
- (5) 応募様式の提出
下表で指定する応募書類※の電子データを「9 申込・問合せ先」担当宛てにメールで送付する（合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付する。）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付すること（紙の提出は不要）。
なお、応募書類の提出後、令和 8 年 7 月 2 日（木曜日）正午を経過しても、事務局より応募

募受付完了のメールが届かない場合、「9 申込・問合せ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了とならないため、注意すること。）。

※ 応募様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/ITAMAE_4/coordinator

No.	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI 設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注2）	PDF
6	学生のアントレプレナーシップ醸成やグローバル機運増の実績を示す書類	任意	PDF

※ 複数事業者による応募の場合は、各事業者の役割等が分かる体制図及び事業者間の協定、覚書その他提携の証拠書類並びに全ての事業者に係る No.4 及び No.5 の書類を添付すること。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：東京都の入札参加資格を有する事業者は不要

6 審査の流れ

(1) 審査方法

書類審査及び、有識者等で構成される選定委員会によるプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は書類審査を通過した応募者のみを対象とし、令和8年7月6日（月曜日）（予定）に行う。詳細は、別途連絡する。

(2) 審査基準

次の基準 No.1 から No.12 までにに基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No.	項目	内容
1	企業情報	・ 事業内容 ・ 財務情報 等
2	実施計画 (5点)	・ プロジェクト実施に当たり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 東京都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか ・ STT 学生企画のコンテンツ運営や、TIB でのイベントについて学生を伴走支援する計画が明確となっているか
3	実施体制 (5点)	・ 学生のグローバル・アントレプレナーシップ醸成やグローバル意欲向上に必要な知見、ノウハウ等を提供できる十分な体制を構築しているか ・ 東京都、STT 実行委員会、TIB の関係事業者、学生パビリオ

		ンでセッション等を実施する他事業者と適切に連携する体制がとれているか
4	事業への理解 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都のスタートアップ戦略や TIB や STT の理念及びそれを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか ・学生のグローバル・アントレプレナーシップ醸成を図る上での課題等を理解し、本プロジェクトの成果が企画メンバーや当日運営ボランティアへの啓発のみならず、本事業を起点とし、学生のグローバルや起業への挑戦の魅力を発信する計画となっているか
5	KPI 及び事業目標設定の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか ・事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか ・事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか ・企画メンバー及び当日運営ボランティアの成長のみならず、その機運をムーブメントとして都内全域や日本中に広がるような計画となっているか
6	企画メンバーの募集採択及び STT 学生企画の立案支援の妥当性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦意欲のある学生のモチベーションを惹起するとともに、本事業で東京都と協働する素養のある学生の募集・採択を行う計画となっているか ・企画メンバーが学業以外の多くの時間を本事業に注ぐことにメリットを感じ、適切な指導・啓発を受けながら特定のジャンルに偏ることなく多様なイベント立案・関係者の巻き込みを行えるような取組となっているか ・企画メンバーの海外派遣等を活用した適切な育成計画を作成できているか ・企画メンバーが東京都職員や STT 実行委員会などと対等に意見交換できるまで、STT や都政の啓発活動を行う計画となっているか ・企画メンバーが STT のビジネスデイ・パブリックデイ全体を経験し、企画に関わり、スタートアップエコシステムの躍動感に触れるような計画となっているか ・STT や TIB で学生向けイベントを実施するに足る、質を担保した内容となっているか ・STT 実行委員会等と連携して、STT 全体のコンセプトと調和したブース運営を実施するノウハウがあるか ・「みんなで造る」学生パビリオンを実現し、中高生を含めたあらゆる学生にとって訪れるべきコンテンツ等を実現する能力があるか
7	TIB 等でのイベ	・企画メンバーと連携してイベントを実施するに当たり、適切な

	ント実施の内容の妥当性 (5点)	<p>指導を行うノウハウを有しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業の趣旨に沿う、イベント参加学生が起業やグローバルに関心を持てるような内容となるように適切な方向性を提示する知見があるか ・イベント実施後のグローバル・アントレプレナーシップ醸成に関する効果分析を適切に行うノウハウを有し、それを企画メンバーに指導できるか ・令和8年度から令和9年度にかけて2回以上のイベントを行うため、イベントごとの企画のコンセプトを検討することができるか
8	学生団体や学生起業家の巻き込みに関する計画の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・起業やグローバルな活動に取り組む学生や学生起業家等とのリレーションを築き、企画メンバーと接続する計画となっているか ・企画メンバーがこれらの外部団体と調整を行う必要なサポートを行う能力があるか
9	情報発信力 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画メンバーと協力し、学生に向けて企画メンバーの取組等を魅力的に発信することが可能か ・本事業の認知度向上に向けたブランディングやPRなど実行性の高い取組となっているか ・効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
10	当日運営ボランティアの募集・啓発に関する計画の妥当性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・当日運営ボランティアの募集・教育に関するノウハウを有しているか ・当日運営ボランティアがSTTに前向きに活動できるよう、モチベーションを高められる教育プランとなっているか ・当日運営ボランティアがSTTを経験することで、今後のスタートアップやグローバルへの挑戦を身近に感じ、自身も挑戦したいと思える仕掛けづくりをしているか ・当日運営ボランティアが企画メンバーと関わり、一体感のあるITAMAE4期を創り上げる計画となっているか
11	管理・調整力 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・TIBやSTTの活動などと連携した計画となっているか
12	本事業目的への適合性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・公的支援を受けるにふさわしく、かつ、本事業目的の実現に資する事業内容であるか

各審査項目について、全員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上であること。

(3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。

応募事業者には、令和8年7月13日(月曜日)(予定)に結果の通知を行う。

7 留意事項

- (1) 本運営事業者は、支援の実施に当たり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、東京都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、東京都より公表される可能性がある。
- (5) 採択企業及び対象企業には、東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のために御協力いただく場合がある。
- (6) 次の場合には、審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 出資関係にある企業・グループ企業等の特定の企業群、特定の学生や特定の学生コミュニティ等の利益のみを図る事業内容とした場合
- (7) 応募に当たって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都として必要な範囲で共有・利用される。

なお、個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。

8 関係資料

- ・ 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」
https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf
- ・ 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」
<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/Global-Innovation-Strategy-pdf>
- ・ Tokyo Innovation Base ホームページ
<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ TIB JAM
<https://www.ideation-jam.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ STT 2024
<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/2024/>
- ・ STT2024 における企画メンバーの情報発信
https://note.com/stt2024_itamae/
- ・ STT2025
<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/2025/>
- ・ STT2025 以降における企画メンバーの情報発信
https://note.com/stt_itamae
- ・ STT2026

<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/>

9 申込み・問合せ先

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側

電話番号：03-5388-2106 メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

STT2027 の ITAMAE に関する要件

1 STT2027 における学生パビリオンの位置づけ

- (1) STT2026 の学生パビリオンでは、「TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業に係る令和 7 年度・令和 8 年度運営事業者」が企画等を実施していた。STT2027 では、「より多くの学生の STT への誘引」に学生パビリオンが寄与するために、本事業、TIB における学生等コミュニティ形成事業、中高生アントレプレナーシップ実践事業等（以下「プログラム提供事業」という。）が連携して、セッション等を行うものとする。
- (2) STT2026 の学生パビリオンでは、学生団体等がブース展示を実施した。本運営事業者がプログラム提供事業との親和性を図るとともに、STT2027 でも学生団体等がブース展示等を実施する。
- (3) STT2027 の学生パビリオンは、中高生・大学生・大学院生などが集い交流し成果を発信することをコンセプトとして、本事業者がデザインを提案し、施工する。その際に、中高生アントレプレナーシップ実践事業等で採択される中高生メンバー等と連携し、パビリオンのデザイン等を作成する。

2 企画メンバーに期待する内容

- (1) 主体的かつ意欲的に STT 学生企画を実行し、STT2027 来場者のみならず、本運営事業者とともに広報発信を行うことであらゆる学生に起業意欲をはじめとする挑戦者マインドを喚起させ、グローバルな魅力を発信する。
 - ア STT2027 当日における学生向けイベントの企画・運営を行うこと。ただし、実施内容は過去 3 回の STT での学生向けのパビリオンの内容を参考とすること。なお、海外で活躍しているエコシステムプレイヤーを 3 名以上、STT 当日で招へいできるよう調整することが望ましい。
 - イ STT2027 やグローバル・アントレプレナーシップの魅力を発信するための TIB でのサイドイベントの企画・運営
 - ウ 学生団体等と連携した企画の実施
 - エ 学生への影響力のあるメディア・媒体・SNS を活用した隔週程度の情報発信
 - オ ITAMAE が着用する赤を基調とするユニフォームのデザイン企画
 - カ 当日運営ボランティアの募集に関する効果的な方法の立案・実行・説明会を兼ねたイベント実施（イベント実施において、上記のサイドイベントに回数を含めることを妨げない。）
- (2) (1)の内容について、東京都への定期的な報告・意見交換の実施を行う。
- (3) イベント・サイドイベント実施後の参加者アンケートなどによる本事業の効果や改善点の把握を行う。
- (4) プログラム提供事業と主体的に連携するなど、学生パビリオンを通じた学生向けプログラムの総合的な発信の検討を行う。

3 当日運営ボランティアに期待する内容

- (1) STT2027 出展企業の事業内容や展示されている先端技術やスタートアップをはじめとする挑戦者に触れ合い、起業などの挑戦へ一歩を踏み出すきっかけを得る。
- (2) 海外で活躍するアントレプレナーやエコシステムプレイヤーなどの理解を深め、グローバルに挑戦する魅力を感じ、自身のキャリアを考えるきっかけを得る。

企画書に関する留意事項

1 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

2 留意事項

- (1) 表紙を作成すること。
- (2) 目次を記載すること。
- (3) 提案事項の全体をまとめた概要を2ページ以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (4) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて20ページ以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として50ページを超えないこと（表紙、目次及び概要を除く。）。
- (5) ページ番号を記載すること。
- (6) フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りでない。）。
- (7) 各ページ右肩に当該ページが応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述であるか、項目番号を示すこと。
- (8) 使用する言語は日本語とすること。
- (9) 表紙には、表題として「TIB等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業 令和8年度・令和9年度運営事業 企画書」と記載すること。
- (10) 提案事業者が特定されるような個人名や会社名、ロゴ等を記載しないようにすること。
- (11) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (12) 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (13) 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含めるものとする。
- (14) 企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触するおそれのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

3 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- ア 東京都の戦略やTIB及びSTTの理念、事業目的に適した提案内容とすること。
- イ 本業務を実施するに当たっての体制（外部の主体も含む。ただし、企画書に関する留意事項2 留意事項(10)のとおり、提案事業者が特定されるような個人名等の記載はしないこと。）

ウ 学生のグローバル・アントレプレナーシップ醸成の実績、グローバル・アントレプレナーシップを学生に普及するような活動等、本業務を実施するにふさわしい業務実績やその効果（成果報酬額の「定性的な評価」の観点を踏まえること。）

【業務内容に係る事項】

- ア 本事業実施に係る計画・達成・スケジュール
- イ 本事業を通して達成したい目標
- ウ 実施体制
- エ 事業への理解
- オ KPI 及び事業目標設定の妥当性
- カ 企画メンバーの募集採択及び STT 学生企画の立案支援の妥当性
- キ TIB 等でのイベント実施の内容の妥当性
- ク 学生団体や学生起業家の巻き込みに関する計画の妥当性
- ケ 情報発信力
- コ 当日運営ボランティアの募集・啓発に関する計画の妥当性
- サ 管理・調整力
- シ 本事業目的への適合性